

## 個人情報の取得・利用・提供等に関する事項

### 第1条（利用範囲）

日本賃貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（賃借人、以下「甲」という）から賃貸保証契約（以下「本件委託契約」という）のお申込書（含む契約書）に取得した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員登録専用通販販売業務、生活支援融資資金貸付サービス、家財保証契約の保険料保証業務など）を確保、円滑に実施することを目的として利用させていただきます。

- 個人情報の提供について
  - 乙所定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」(含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先人から通知を受けると等により取得した「変更情報」)
  - 本件委託契約に関する契約の種類、申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
  - 本件委託契約に関する「属性情報」の家賃等の支払記録、履歴等の「取引情報」
  - 甲が申込書・申込書及び緊急連絡先人の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
- 個人情報の提供について
  - 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。
    - 社名：株式会社ユーエスエスター 24
    - 住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4
    - 電話番号：03-4232-2510
    - 個人情報保護管理者：取締役 ホームページアドレス：http://www.jjds-net.co.jp/

### 【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以上のうち、本会社に賃貸保証に関する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号を金融機関に提供することがあります。

社名：ジェイアディ総合管理株式会社  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2510  
個人情報保護管理者：取締役  
ホームページアドレス：http://www.jjds-net.co.jp/

### 【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を行うために、遠隔防犯保険契約の締結及び保険料の保証等を希望された甲に対し、保険料の集金及び送金（保証金の前払いを含む）を乙が行うために、以下の情報を後記の会社等に提供します。提供する情報・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。なお、乙は、上記内容について、甲の同意を得られた場合、乙の情報のみを提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社  
社名：株式会社ユーエスエスター 24  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2526  
個人情報保護管理者：取締役  
ホームページアドレス：http://homemister24.com/  
生活支援融資資金貸付サービス提供する会社  
社名：ジェイアディ総合管理株式会社  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2510  
個人情報保護管理者：取締役  
ホームページアドレス：http://www.jjds-net.co.jp/

### 第2条（個人情報の取得・利用同意）

- 甲は、個人情報乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの手入）することに同意します。
- 乙より甲に対し、資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールへ送ることに同意します。なお、H25年9月以降、ホームページを利用する場合、a.携帯の安心ブロック設定に関わらずSMS内に電話番号やURLを入れお返し下さい。

### 第3条（個人情報の与信関連業務以外の利用・提供等の同意）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
  - 宣伝物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
  - その他、販売活動、甲向け営業活動のために利用する場合。
  - 資料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。
- 甲は賃借人、及び集金を行うとの賃貸保証契約更新、管理等を目的に第1条に定める個人情報乙をから提供を受け利用することに何ら異議なく同意します。

### 第4条（提携先及び個人信用情報機関への利用の同意）

甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

### 第5条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用）

- 甲は、乙が甲の与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報乙が登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関以外の表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員より甲の資料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記がいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が賃貸保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間

### 3. 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。

- 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
- 甲の滞納額
- 甲・乙間または甲・賃借人間の係争事項

### 第6条（個人情報の提供等への同意）

甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報 を債権回収会社に提供することに同意します。

### 第7条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）

甲は、乙に取得されている個人情報に関する個人情報乙の所定の方法により開示するよう

請求する事が出来るものとします。（この開示および、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じるものとします。）

### 第8条（本条項不同意の場合の措置）

- 甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を省略し、または記載内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することは、ないものとします。
- 賃借人またはその代理人から、別途「保証契約」に定める個人情報の取得・利用・提供等不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。とします。

### 第9条（審査結果の連絡）

甲は、乙の審査結果に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃貸人に対し、審査結果に同意することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃貸人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

### 第10条（個人情報の管理）

乙は、賃借人またはその代理人の個人情報、該用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報 は権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下に保管することが出来ます。

### 第11条（開示窓口及び個人情報保護管理者）

乙は、以下に開示窓口・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとなります。  
社名：日本賃貸保証株式会社  
住所：千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-8080  
個人情報保護管理者：取締役

## 賃貸保証委託約款

私（賃借人、以下「甲」という）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載の物件（以下「本物件」という）に関する原賃貸借契約（一使用貸約款・利用約款を含む、以下「原賃貸借契約等」という）に基づき甲の賃借人に対する債務及び、原賃貸借契約等に關して甲が第三者との間にて締結する各種契約（家財保証契約、懸け付サービス契約（以下「サービス契約」という）等）と本件委託契約を締結することとします。本件委託契約のうち表面記載の債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

### 第1条（賃貸保証の委託）

- 本件委託契約は原賃貸借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し保証することを委託し、乙はこれを受け委託します。本書は、「保証番号のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されている場合、及び周知通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合は、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸借契約等の連帯保証人として、本件委託契約を締結することとします。この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による連帯保証人を不要とする旨を認めたときは、この限りではありません。
- 賃借人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合は、本件委託契約は終了します。但し、新賃借人と乙が保証契約につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

### 第2条（表面記載）

- 甲は、表面記載の保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 保証料を表面記載の毎月支払総額に保証利率を乗じて算出する場合において、契約期間中に表面記載の毎月支払総額が30,000円以上超過された場合には、乙は甲に対し、増額分に相当する保証料（差額に保証利率を乗じて算出する）を追加保証料として請求することが出来ます。
- 賃借人は、保証料支払債務を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づき求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原賃貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は保証料の返還を請求しません。

### 第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び賃借人または賃借人代理人が本書を締結し、甲が保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

### 第4条（保証の範囲）

- 乙は、次の各号に該当する債務について保証します。但し、賃借人に対する債務については原賃貸借契約等に明記されていることが条件となります。
  - 原賃貸借契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
  - 原賃貸借契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって発生した損害等相当損害金。但し、第5条2項の明渡し済みの日までに賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の末日数を分母とし計算するものとします。
  - 原賃貸借契約等解除後、本物件に動産債（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分等に要した費用。
  - 前各号の債務の履行に關し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
  - その他、原賃貸借契約等に付随して甲が第三者との間で締結した各種契約に基づく当該第三者に対する債務のうち乙が相当と認めたもの。
- 原賃貸借契約等の期間満了で本件委託契約が保証する場合は、乙は本件委託契約締結時に既に発生していた債務がある場合は、保証しないものとします。

### 第5条（契約期間）

- 契約期間は、契約始期日より、契約年数満了の日までとします。更新の場合も同様とします。
- 原賃貸借契約等が終了し、明渡しし完了した場合には、本件委託契約は終了します。本件委託契約期間中の契約内容の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。
- 正当事由の有無に関わらず賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。

### 第6条（保証内容の変更）

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにご変更内容をご提出しなければなりません。
- 前項以上に届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

### 第7条（本件委託契約の更新）

- 原賃貸借契約等が更新される場合には、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃借人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。なお、第三者が保証料を支払った場合に

- 乙は、これに対して異議を述べないものとします。
- 甲は、更新後の保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法で、預金口座振替規定に基づき、自動引落しにより支払います。
- 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することが出来ることを甲は予め承諾します。
- 保証料の徴収書は、自動振替扱いのため乙は原則発行しません。
- 本件委託契約を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もあります。
- 甲は乙に対し、契約満了月の末日までに更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年1.4.6%の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

### 第8条（定期借家契約）

- 本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。
- 原賃貸借契約等が更新される場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が同意した時点で発生し、更新されません。
  - 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡しした日をもって本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃借人相当損害金は発生しないものとします。
  - 賃借人または賃借人代理人が原賃貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠つたために、契約終了日が延期された場合であっても、第5条の契約期間満了の日を以て本件委託契約は終了します。
  - 定期借家契約が再契約の場合は、第7条の更新と同様の扱いとします。
  - 原賃貸借契約等が賃借期間の延長を認めない場合においても、再契約をする場合は再契約の成立が乙の指定した日付から起算されることとします。乙が更新承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

### 第9条（保証債務の履行）

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅滞したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

### 第10条（求償権の範囲）

- 乙が保証債務の履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年1.4.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加えて、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに関わる費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

### 第11条（事前求償）

甲は、乙が甲の居室または携帯電話の電話番号に連絡しても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に申し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることによって予め承諾します。

2. 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項以上の如何い合わせについても、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

### 第12条（敷金・保証金の取扱い）

原賃貸借契約等に基づいて甲が賃借人に預託した敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原貸戻費用に充当した後、さらに余りがあるときは、甲に乙に支払うべき未払の債務に充当されるものとします。

### 第13条（債権譲渡）

甲は本件委託契約に基づき、第10条により取得する求償権を指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

### 第14条（勤務先等への連絡）

1. 甲は、乙が甲の居室または携帯電話の電話番号に連絡しても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に申し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることによって予め承諾します。

2. 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項以上の如何い合わせについても、乙に対し、名目の如何を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

### 第15条（本物件内の立ち入り）

乙は、法令上認められている場合、または、甲に依って身体その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

### 第16条（連絡要請）

甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に関し取次または保証金を差し入れたのか否かに関わらず、乙は甲に対し、物件の順手紙を披見する必要があるための適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する合理的な措置は講じないものとします。

### 第17条（明渡し）の成立）

- 原賃貸借契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。
  - 原賃貸借契約等が履行不能の状態となること。
  - 生活が営んでいないと認められたとき。
- 賃借人の誰かが賃借人に返却されたとき、または本物件の室内に置かれ、明渡されたことが認められたとき。

### 第18条（動産額の扱い）

- 第17条の明渡し）の成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、甲は本物件に残置された動産物の所有を放棄し、乙が当該動産物を搬出・運搬・保管・処分し、甲はこれらに異議を申し出ないものとします。
- 前項の場合、甲が申し出ないものとします。明らかにゴミ類は除く（と保管する場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなく処分または譲渡することが出来ます。
- 1項及び2項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

### 第19条（原賃貸借契約等の解除）

法令上認められている場合または賃借人の合意がある等正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸借契約等を解除することが出来ます。

### 第20条（賃借権の承継）

- 甲の死亡等により賃借権の履行が出来なくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間満了まで当該承継人として本件委託契約は継続します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者は、賃貸保証委託契約を再度締結しなければならないものとします。また、乙が賃料等の現金、送金を行方商品については、賃借権を承継した者は乙に対し、別途、自身の名義の預金口座振替依頼書提出しなければならないものとします。

### 第21条（集金、送金、保証金の前払い）

- 甲が原賃貸借契約等に基づいて賃借人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙の関

連会社ジェイアディ総合管理株式会社が行います。

- 集金は、預金口座振替規定に基いて、甲の預金口座から引落す方法により集金します。なお、利用出来る口座は甲名義の口座のみとします。
- 賃料等の引落し日は、毎月27日（金融機関が休祭日か休祭日の翌営業日）とします。なお、賃借人への資料送付等送金手数料は、甲の負担とし、引落時にかります。
- ジェイアディ総合管理株式会社は、集金は賃料等への送金を保証約款に基づいて行います。

- 第3条の項目に引落しが出来なかった場合は、ジェイアディ総合管理株式会社賃借人へ保証金（未納賃料等相当額）を前払します。（なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しを完了し、全ての債務が確定した後保証債務を履行するものであり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。）引落結果の内容により、次回以降の引落しを止める場合があります。
- 前項の場合、甲は、ジェイアディ総合管理株式会社の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料0.00円（別表）を支払うものとします。支払い方法は、金融機関口座振替指定の口座にクレジット・デビットカード等での払込になります。但し、繰上り払込みは請求する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等と、更新保証料等の合計が30万円を超える場合にはコンビニエンスストアで現金払いの場合があります。
- 甲が未納賃料等を支払い、その額が支払ひ債務に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払の順序の古いものから順に充当します。
  - 更新保証料等、乙に対する債務
  - 未納賃料等
  - その他の債務
- 甲が本件委託契約締結時「賃料等を支払った月（期間）と振替開始によって乙が賃料等を発生する予定の月（期間）」との間に、賃料発生未払月（期間）が発生する場合、乙が賃借人に対し、当該賃料等未払月（期間）の賃料等相当額を前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、6項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。但し、甲は、請求と入れ違いに賃借人に対し当該賃料等を支払っているとは、その旨を乙に通知するものとします。

### 第22条（請求書等の郵便物の返戻等）

- 甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき日に到着したものと見做すものとします。
- 甲が請求書等の郵便物の住所等住所が不明な場合には、甲の承諾無く乙は送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

### 第23条（反社会的勢力の排除）

- 甲は、乙に対し、本件委託契約期間中の何時においても、以下の各号の事実が真実であることを表明し、保証人しなければならない。
  - 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会系、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではないこと。
  - 反社会的勢力等が事業活動を支配し、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うなど、社会的に不当な関係を有する個人または法人、その他の団体ではないこと。
  - 取締役、監査役、従業員が反社会的勢力等の個人または法人、その他の団体ではないこと。
  - 甲が乙に対し、もしくは乙の間の関係会社から従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法、または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行わないこと。

- 甲は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを知ったときは、直ちに書面を以てその内容を乙に通知しなければならない。
  - 甲は、甲1項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあるとも認めるときは、何ら催告を要することなく、書面を以て乙に通知することにより、本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を負うることが出来るものとします。但し、甲が客観的かつ合理的な根拠を以て、1項各号の表明及び保証に違反していないことを証明したときはこの限りではないものとします。
- 前項に定める場合は、甲が甲1項のいずれかに該当したときは、乙は、何ら催告を要することなく、無条件で本件委託契約を解除し、本件委託契約に基づく一切の義務を免れるものとします。
  - 本物件または本物件に係わる共用部分に反社会的勢力等を居住または、出入りし、滞在している場合。
  - 本物件に係る業務、看板、広告、提灯等の物件を提示し反社会的勢力等であることを感知させた場合。
  - 3項4項の従い、甲は、乙が受けけた損害を賠償しなければならない場合。
  - 3項4項の従い、乙が本件委託契約を解除したことにより甲が損害等を受けた場合であっても、乙は甲に対し、何らの損害賠償等を発生する義務を負わないものとします。
  - 3項4項の従い、乙が本件委託契約を解除した場合、乙は、既に支払いを受けた保証料を甲に返還する義務を負わないものとします。

### 第24条（賃貸保証委託約款の変更）

乙は、賃貸保証委託約款と賃借人との間で変更する必要が生じた場合は、以下に定める方法に従って通知することが出来るものとします。ただし、変更の内容が当事者の一般の利益に適合する場合に限るものとします。

- 効力発生時期を明記すること。
- 変更する旨、変更内容及び効力発生時期をインターネットその他適切な方法で周知すること。

### 第25条（管轄裁判所）

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地及び乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

### 第26条（その他事項）

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決のものとします。

### 第27条（問合せ窓口）

- 原賃貸借契約等についてのお問合せは、賃借人または代理人にご連絡ください。
- 本件委託契約等についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。
- 引落し・クレジット・デビットの支払いについてのお問合せは、ジェイアディ総合管理株式会社にご連絡ください。

JIDI/内J 2018.01現在

### 賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社名：日本賃貸保証株式会社  
住所：〒292-0819 千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-8080  
営業時間：平日 9：00～18：00

### 引落し・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…

社名：ジェイアディ総合管理株式会社  
住所：〒292-0819 千葉県東津市羽鳥野6丁目21番地4  
電話番号：03-4232-2510  
営業時間：平日9：00～18：00

